

<雇用保険の適用対象>

区分	被保険者の対象	被保険者の対象外
65歳以上の労働者	原則、全ての65歳以上の労働者が被保険者となります。(平成29年1月1日より実施された雇用保険の適用拡大等に基づく)	
短時間労働者 (パートタイマー) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上の雇用見込みがあること。	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の者。 ③ 事業主の命又は承認を受け(雇用関係を存続した状態で)大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。	学校教育法第1条で定める「学校」の学生・生徒で昼間学生に該当する者。(左記①から④に該当する者は除く。)
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払い等の面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。	株式会社又は有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の代表社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者
各種団体の役員		協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員
2以上の適用事業主に雇用される者	在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません。(二重の資格取得はできません。)
使用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払いを受けてなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	

<p>在日外国人</p>	<p>日本国に在住し、合法的に就労する外国人は、国籍(無国籍を含む。)のいかんを問わず被保険者となります。 また、外国人技能実習生として受け入れられ、技能等の習得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は被保険者となりません。 外国人技能実習生のうち、入国当初に雇用契約に基づかない講習(座学(見学を含む。))により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。)が行われる場合には、当該講習期間中は受入先の事業主と雇用関係にないので、被保険者となりません。</p>
<p>事業主と同居の親族</p>	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。 ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③ 事業主と利益を一にする地位(取締役等)にないこと。</p>	<p>個人事業の事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。)と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p>
<p>在宅勤務者 ※労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者</p>	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定(その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。)が適用され、次の5つの要件を満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間又は時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。</p>	<p>左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。</p>
<p>国外で就労する者</p>	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	<p>海外で現地採用される者は、被保険者となりません。</p>

※ 上記表に記載されていない者であっても被保険者に該当する場合があります。被保険者についての詳細は、お近くのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。